

# \*\* 日本学生支援機構奨学金 \*\*

## 「在学猶予願」・「在学届」提出について

日本学生支援機構の奨学金は、貸与終了後も進学や休学等により引き続き在学を継続する場合、「在学猶予願」または「在学届」の提出によって奨学金の返還期限を猶予することができます。

在学による猶予を希望する方は、下記いずれかの方法により期限までに提出してください。**【期限が異なるので注意】**

**※自動的に猶予とはなりません。手続きを忘れないようにしてください。**

### ① 「在学猶予願」：スカラネット・パーソナルより提出

- 提出期限 平成30年6月4日（月）
- 入力に必要な学校番号等は、学生生活課窓口で確認してください。
- 入力内容に誤りがある場合、手続きできません。大学からの確認連絡に速やかに応答してください。

### ② 「在学届」：用紙を学生生活課窓口で受け取り提出※

- 提出期限 平成30年4月23日（月）
- 提出場所 学生生活課学生支援係窓口（F棟1階）

※在学届用紙は「返還のてびき」冊子または日本学生支援機構ホームページからも取得できます。

学生生活課学生支援係

< 掲示期間：平成30年6月4日まで >